資料３	第2回策定委員会 令和5年10月3日（火）

第５章　計画の理念と施策体系

１．計画によりめざす将来像

◇将来像◇

つながり　つどい　ともに支え合う

健康長寿と安心介護のまち　ただおか

本計画では、前期計画でめざす将来像を継承しつつ、「地域共生社会」の実現に向けた視点から「ともに」というキーワードを補完し、「つながり　つどい　ともに支え合う　健康長寿と安心介護のまち　ただおか」を計画によりめざす将来像に掲げます。

本計画では、この将来像のもとに、従来の施策をさらに充実して展開するとともに、2040年までの介護需要等を勘案したサービス基盤・人的基盤整備の対応や介護保険サービスの持続可能性の担保等について取り組んでいきます。

「地域共生社会」の実現のため、めざす包括的な支援体制（概念図）

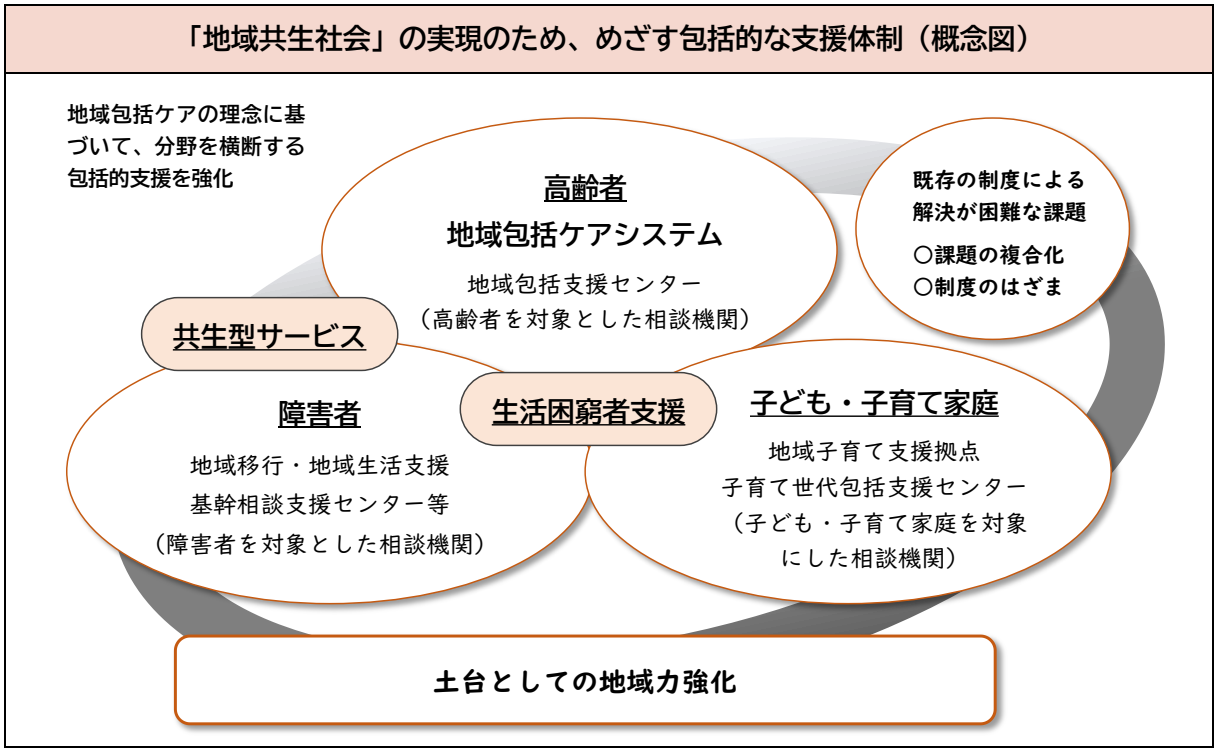

※上図のうち、本計画においては主に地域包括ケアシステムに関する施策・取組を記載しています。

２．基本目標

めざすまちの姿の実現に向けて、次の４つの目標を施策の基本的な柱として位置づけ、関連する施策を展開します。

基本目標１

健やかでいきいきした暮らしのための支援

つながり　支え合い　健康長寿

各種保健事業等の実施により、生涯にわたって健康で暮らせるよう支援します。また、高齢者が地域社会の一員として自分らしく充実した暮らしを続けられるよう、社会参加の機会を提供するとともに、高齢になっても暮らしやすい生活環境の整備に努めます。

１－１　健康づくりと生活習慣病の予防
１－２　生きがいづくりの推進
１－３　高齢者が活動しやすい生活環境づくり

基本目標２

地域での自立した暮らしのための支援

つながり　支え合い　健康長寿

医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の包括的な確保をめざす地域包括ケアの構築を推進するため、相談支援体制や各種情報提供、医療・介護の連携、地域包括支援センターの機能強化、介護予防やリハビリテーション、認知症の人と共に生きるまちづくり、支え合いの地域づくり、防災・防疫対策など多方面から地域での自立した暮らしの実現をめざします。

２－１　相談支援・情報提供体制の充実
２－２　地域包括支援センターの機能強化
２－３　介護予防・重度化防止の推進
２－４　生活支援の充実
２－５　医療と介護の連携の推進
２－６　認知症対策の推進
２－７　防災・防犯・防疫対策の推進

基本目標３

尊厳と権利が守られた暮らしのための支援

支え合い

人権尊重と虐待防止を推進するため、住民の意識醸成に努めるとともに、関係機関と連携して虐待防止の体制整備にも努めます。また、今後、認知症の高齢者の増加が想定される中で、成年後見制度の利用促進等を進め、尊厳と権利が守られた暮らしの実現をめざします。

３－１　高齢者の人権尊重と虐待防止
３－２　高齢者の権利擁護

基本目標４

介護サービスの充実と適正な運営

安心介護

介護が必要な状態になった高齢者に対して適切な介護サービスが受けられるよう、介護サービスの確保・充実に努めるとともに、介護保険制度の持続に向けた介護給付の適正化についても取り組み、安定的な介護保険制度の運営を実現します。

４－１　介護サービス提供体制の充実
４－２　介護保険事業の適正な運営

３．施策体系

《計画によりめざす将来像》

つながり つどい ともに支え合う 健康長寿と安心介護のまち ただおか

基本目標１　健やかでいきいきした暮らしのための支援

- １－１　健康づくりと生活習慣病の予防
- １－２　生きがいづくりの推進
- １－３　高齢者が活動しやすい生活環境づくり

基本目標２　地域での自立した暮らしのための支援

- ２－１　相談支援・情報提供体制の充実
- ２－２　地域包括支援センターの機能強化
- ２－３　介護予防・重度化防止の推進
- ２－４　生活支援の充実
- ２－５　医療と介護の連携の推進
- ２－６　認知症対策の推進
- ２－７　防災・防犯・防疫対策の推進

基本目標３　尊厳と権利が守られた暮らしのための支援

- ３－１　高齢者の人権尊重と虐待防止
- ３－２　高齢者の権利擁護

基本目標４　介護サービスの充実と適正な運営

- ４－１　介護サービス提供体制の充実
- ４－２　介護保険事業の適正な運営

第６章　施策の展開

基本目標１　健やかでいきいきした暮らしのための支援

１－１　健康づくりと生活習慣病の予防

「忠岡町健幸づくり・食育推進計画」を踏まえ、生活習慣病予防等に向けた各種保健事業を実施するとともに、健康づくり意識の普及啓発や健康相談など、住民の健康に関して抱える悩み事の解消や、健康に対する意識の醸成を図り、若年層から高齢者までライフステージごとや健康分野別の健康づくりを進めます。

①健康づくりの推進

施策・事業
（１）健康づくり意識の普及啓発（保健センター） ○高血圧や禁煙等、健康増進月間や週間に合わせ、パネルや模型の展示などを行うとともに、広報やホームページを活用し、健康づくりに関する知識の普及啓発を進めます。
（２）健康づくり活動への支援（保健センター） ○保健師や管理栄養士が生活状況等を聞き取り、住民に対してライフスタイルに合わせ自己管理できるよう支援します。 ○かかりつけ医と連携して生活改善を指導する等、地域の中で健康生活をサポートしていく体制整備を行います。
（３）健康手帳の活用（保健センター） ○日常的な健康状態を継続的に記録し、自らの健康管理に役立てられるよう、健診を受診された方や手帳取得を希望された方に手帳の交付や取得方法を周知し、健康手帳の効果的な活用促進を図ります。
（４）健康相談の推進（保健センター） ○健康に関する相談を窓口、電話にて常時受け付けし、必要に応じ医療機関等の関係機関へつなぎ、住民の不安解消に努めます。

施策・事業
（５）がん検診等の推進（保健センター／保険課） ○がん疾病を予防するため、初めてがん検診の対象となる方への無料検診ハガキの送付やがん検診重点勧奨者への勧奨ハガキの送付等、個別のアプローチに合わせ、SNS 等を活用した普及啓発を行います。
（６）骨粗しょう症予防の推進（保健センター） ○骨粗しょう症を予防し、転倒による骨折から寝たきりを予防するため、30 歳から骨粗しょう症検診を実施し、若い世代から骨粗しょう症への関心と骨密度の維持を促進します。
（７）予防接種（保健センター） ○インフルエンザと肺炎球菌ワクチン予防接種の実施及び費用の助成を行い、発病及び重症化への予防を図ります。
（８）健康支援システムによる健康施策の推進（保健センター） ○「健康支援システム」を活用し、乳幼児健診、住民健診、予防接種の受診履歴等から住民一人ひとりの健康管理を支援するとともに、健康データの分析・活用により、本町の特性に応じた健康施策の推進に取り組みます。

②生活習慣病の予防の推進

施策・事業
（１）特定健康診査の推進（保険課） ○がん検診とのセット受診可能な日程、休日健診の実施等、受診しやすい体制づくりを行うとともに、個別電話勧奨や広報、ハガキ等による受診勧奨を行います。 ○インセンティブ制度を導入し、健康づくりへの積極的・自主的な取組を推進します。
（２）特定保健指導の推進（保険課） ○保健師と管理栄養士が連携し、特定健康診査受診者への結果説明や指導を行います。 ○特定保健指導対象者に対し、経過を見ながら個人の状況に応じた指導・支援を行います。
（３）健康教育の推進（保健センター／高齢介護課／地域福祉課） ○糖尿病や高血圧、認知症やフレイル予防等、住民に身近な健康に関する講座を行い、健康への意識づけや正しい知識の普及啓発を行います。

施策・事業
（４）訪問指導（保健センター） ○保健師等が訪問指導を行い、家庭内での状況を把握しながら、より具体的な生活習慣の改善、指導を行います。
（５）歯科健診の推進（保健センター） ○成人歯科健診事業の周知や受診勧奨を行うとともに、若い世代から歯周疾患の予防のための知識の普及を図ります。 ○高齢時の残歯の本数の増加、口腔ケアや嚥下機能の維持・向上等、ライフステージに応じた啓発を行います。

１－２　生きがいづくりの推進

高齢者のニーズを捉えながら、スポーツ・レクリエーション、講座・教室等、様々な生涯学習活動を展開し、健康増進と生きがいづくりを推進します。高齢者がこれまでに培った経験・知恵・技能を生かして地域社会に参加・貢献できるよう、就労やボランティア等への機会の提供やきっかけづくりに積極的に取り組むとともに、老人クラブ等の高齢者の自主運営団体に対する活動支援を行います。

①生涯学習の推進

施策・事業
（１）各種講座の提供（生涯学習課） ○文化会館を中心に、高齢者等の多様なニーズを踏まえた学習系の連続講座開講を検討するとともに、その時々の情勢を踏まえた講座の充実を図ります。
（２）生涯スポーツの推進（生涯学習課） ○体育大会やマラソン大会等を開催するとともに、スポーツ推進委員協議会と連携し、チャレンジ・ザ・ウォークの開催等、スポーツを楽しむ機会の提供・拡充に努めます。
（３）グループ・サークル活動等の育成支援（生涯学習課） ○クラブの発表の場となっている文化協会主催の文化祭、ふれあいフェスティバル、音楽祭の開催を支援します。

②社会参加の推進

施策・事業
（１）老人クラブの運営支援（地域福祉課） ○老人クラブの活動を支援し、高齢者の生きがいや健康づくり、地域社会との交流を支援します。
（２）総合福祉センター等における事業の推進（高齢介護課） ○総合福祉センター及び東忠岡老人いこいの家を活用した高齢者の健康増進や、クラブ活動、教養・レクリエーション活動等の事業を推進するとともに、各種取組を周知することで利用を促進します。
（３）老人福祉農園の運営（高齢介護課） ○心身の健康の保持や高齢者相互の親睦を深める機会を提供する老人福祉農園を実施するとともに、取組を周知して利用を促進します。
（４）健康と生きがいづくりの推進（高齢介護課） ○町社会福祉協議会において子どもとの世代間交流や各サークル・クラブによる施設等への慰問活動を行うとともに、健康づくりのためグラウンドゴルフ大会等を実施します。
（５）ボランティア活動の促進（地域福祉課） ○町社会福祉協議会のボランティアセンターにおいて、ボランティア入門講座や手話通訳奉仕員講座等を実施し、ボランティア活動の促進を図ります。

③就労支援

施策・事業
（１）シルバー人材センターへの支援（高齢介護課） ○健康で働く意欲のある高齢者（60 歳以上）が豊かな経験を生かし、働くことを通じ、生きがいづくりや社会参加ができるよう、シルバー人材センターの活動を支援するとともに、様々な媒体や機会を活用して会員募集の強化を図ります。
（２）求人情報の提供（産業建築課） ○就労を希望する高齢者等に有効な情報を提供するため、庁舎内に求人情報誌等を設置するとともに、産業建築課内の就労支援センターでは、全国ハローワークによる直近の求人情報が随時閲覧できるよう支援します。 ○大阪労働局編集の「高齢者のための再就職 知っ得ガイド」等も広く活用します。

施策・事業
（３）高齢者が働きやすい職場環境づくり（産業建築課） ○高齢者が社会で活躍し続けられるよう、65 歳までが対象となる「忠岡町レベルアップ支援補助金（職業や就労に適した技能や資格を修得した際の経費の一部補助）」や厚労省のシニアワークプログラム（55 歳以上対象の雇用を前提とした技能講習）等の施策周知に努めます。

④交流の促進

施策・事業
（１）学校等における世代間交流の促進（学校教育課／教育みらい課） ○高齢者が、子どもたちとふれあうことで生きがいを持てるよう、保育所や幼稚園、小学校等の行事等への高齢者の招待を推進し、子どもたちと高齢者との交流を促進します。
（２）地域における世代間交流の促進（生涯学習課／高齢介護課） ○キッズクラブが総合福祉センターを訪問して高齢者から昔ながらの遊びを学ぶ等、地域における世代間交流を推進します。

１－３　高齢者が活動しやすい生活環境づくり

高齢者や障がいのある人をはじめとした、誰もが活動しやすい生活環境づくりを進めるため、道路・歩道や公共施設等の整備・改善に努めるとともに、交通マナー向上をめざした意識啓発も推進します。

①人にやさしい福祉のまちづくりの推進

施策・事業
（１）福祉のまちづくりの普及啓発（高齢介護課／産業建築課） ○福祉のまちづくりに向けて、広報やホームページ等の各種媒体を活用し、交通マナー向上に関する情報提供や啓発・助言に努めます。
（２）大阪府福祉のまちづくり条例に基づく整備の推進（産業建築課） ○福祉のまちづくり条例に基づき、誰もが利用しやすい公共的施設の整備を、事業者等が自ら取り組むよう、情報提供や啓発・助言に努めます。

施策・事業
（３）道路・歩道のバリアフリー化（産業建築課） ○安全で利用しやすい道路交通環境への改善のため、段差解消や勾配の緩和、視覚障がい者誘導ブロックの設置等、全ての人に利用しやすいユニバーサルデザインの視点に立った道路・歩道整備に努めます。
（４）移動の支援（高齢介護課／産業建築課） ○福祉バスについて、住民ニーズを踏まえたルートや停留所の再設定を行い、利便性の向上と利用促進につなげます。

②交通安全対策の推進

施策・事業
（１）交通安全教室の開催（産業建築課） ○警察や交通安全協会等の関係機関、老人クラブをはじめとする町の各種団体と連携して、高齢者を対象とした交通安全教室の開催や各種媒体を活用した情報発信を行い、交通マナーの向上と安全意識の啓発に努めます。
（２）安全運転の啓発（産業建築課） ○広報やホームページ等の各種媒体を活用し、高齢者に対し交通事故防止に関する情報発信を行い、交通安全に関する啓発を推進します。 ○「高齢者体験・実践型交通安全教室」を関係機関と連携して実施し、安全教育活動に努めます。 ○自転車の安全利用及びヘルメット着用及び運転免許自主返納に係る周知を図ります。

基本目標２　地域での自立した暮らしのための支援

２－１　相談支援・情報提供体制の充実

高齢者とその家族が安心して生活できるよう、庁内各課をはじめ、地域包括支援センター、保健センター、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、医療機関、薬局、関係事業所等と連携し、総合的な相談支援体制づくりに努めるとともに、高齢者福祉に関する各種情報提供にも努めます。

①相談体制の充実

施策・事業
（１）いきいきネット相談支援センターとの連携（地域福祉課） ○援護を要する高齢者、障がいのある人等を見守り、課題の発見、専門的相談の実施、必要なサービスや専門機関へのつなぎ等を行っている「いきいきネット相談支援センター」と地域包括支援センター、民生委員・児童委員等と連携を強化して、高齢者支援ネットワークを構築します。
（２）苦情対応の強化（高齢介護課／地域福祉課） ○町介護相談窓口、地域包括支援センターにおいて、苦情相談を受けられる体制を強化するとともに、大阪府国民健康保険団体連合会との連携を深め、対応の充実を図ります。 ○福祉サービスに関する苦情については、大阪府社会福祉協議会に設置されている苦情解決の専門機関である「運営適正化委員会」における相談及び解決の斡旋を積極的に活用できるよう、周知を図ります。
（３）介護サービス相談員の活動充実（高齢介護課） ○介護保険施設や介護事業所等を訪問し、利用している高齢者の日常的な疑問や不満をくみ取り、相談に応じながら利用者と介護サービス事業者・町の橋渡しを行い、問題の改善や介護サービスの質の向上に向けた活動に取り組んでいる「介護サービス相談員」の活動を支援します。
（４）身近な地域での相談対応の充実（高齢介護課／地域福祉課） ○民生委員・児童委員の研修についてより一層の充実を図り、ひとり暮らし高齢者をはじめ、高齢者世帯等に対する相談に対応できるように支援します。

②情報提供体制の充実

施策・事業
（１）広報の充実（高齢介護課／地域福祉課／人権広報課） ○高齢者に対する保健・福祉に係る制度・施策の情報について、広報やホームページ、出前講座等の多様な機会を活用し、わかりやすく伝わりやすい住民への周知を図ります。
（２）介護保険関係事業者連絡会を通じたサービス情報の提供（地域福祉課） ○行政・事業者間による情報共有の場を定期的に開催し、利用者がニーズに応じて介護サービス事業者を選択できるよう、的確な情報の提供を働きかけます。
（３）情報提供機能の充実（高齢介護課／地域福祉課） ○高齢者やその家族等が、身近な地域で介護保険制度や地域支援事業等の事業についての情報が得られるよう、地域包括支援センターの情報提供機能の充実に努めます。 ○ひとり暮らし高齢者や要介護等認定者で、自らが情報を入手することが困難な人に対して、関係機関や民生委員・児童委員等と協力しながら、情報提供を進めます。

２－２　地域包括支援センターの機能強化

医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の包括的な確保をめざす地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、高齢者のニーズや状態に応じたサービスや支え合いが切れ目なく包括的に提供できる体制が必要です。

そのため、高齢者に関する総合相談窓口であり、地域包括ケアシステムの中核機関である地域包括支援センターの機能強化を図ります。

①地域包括支援センターの機能の充実

施策・事業
（１）総合相談支援業務（地域福祉課） ○住民の利便を考慮した身近な総合相談窓口として機能強化を図るとともに、相談を具体的な支援につなげるため、関係者や専門機関との連携を強化します。
（２）権利擁護業務（地域福祉課） ○高齢や認知機能の低下により判断能力が十分でない人の権利を擁護するため、虐待や消費者被害等についての相談を受け付け、病院や認知症疾患医療センター等の関係機関と

連携して支援します。

○町社会福祉協議会や関係機関との連携により、日常生活自立支援事業や成年後見制度について周知するとともに、必要な人への利用支援を行います。

（3）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（地域福祉課）

○高齢者への介護サービス計画（ケアプラン）の作成等の業務を行う介護支援専門員（ケアマネジャー）に対して、個別相談や情報提供等の支援を行います。

○研修会や勉強会等を開催し、ケアマネジメントの質の向上を図るとともに、医療・保健・介護等の多職種連携による包括的なケアマネジメントを推進します。

（4）介護予防ケアマネジメント業務

○要支援の人や、支援や介護が必要となる可能性が高い人を対象に、身体状況の悪化を防ぎ、自立した生活が継続できるよう、介護予防を目的とした支援を行います。

○介護状態になるリスクがある高齢者に「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能向上」、「閉じこもり予防」、「認知機能低下予防」、「うつ予防」等に関する各種介護予防サービスや地域資源等のインフォーマルなサービスの情報提供を行い、参加を促します。

（5）地域ケア会議の推進（地域福祉課）

○地域ケア会議・事例検討会を通じて多機関・多職種で連携を図り、高齢者一人ひとりの状態や環境に配慮した支援を行います。

○地域ケア会議の定期的な開催を行い、個別支援の積み重ねによる支援ネットワークの構築と地域課題の把握、施策への反映に努めます。

（6）民生委員・児童委員及び主任児童委員との連携（高齢介護課／地域福祉課）

○それぞれの担当地域において生活困窮者、高齢者、母子、障がいのある人等に対して、相談や援助、あるいは保護・指導を行ったり、関係行政機関との橋渡しを行います。

（7）介護サービス相談員の活動充実（高齢介護課）（再掲）

○介護保険施設や介護事業所等を訪問し、利用している高齢者の日常的な疑問や不満をくみ取り、相談に応じながら利用者と介護サービス事業者・町の橋渡しを行い、問題の改善や介護サービスの質の向上に向けた活動に取り組んでいる介護サービス相談員の活動を支援します。

施策・事業
（８）社会福祉法人の社会貢献活動の促進（地域福祉課） ○社会福祉法人（施設）が、自らの専門的な援助知識・相談技術を活用して、各種制度の狭間で生活に困難をきたしている人を援助する、施設コミュニティソーシャルワーカーの社会貢献活動の活用を図ります。
（９）地域包括支援センター等に関する情報の公表等（地域福祉課） ○地域が一体となって地域包括ケアシステムを構築するため、多様な経路や手法により、町がめざす方向について関係者が理解を深められるよう、考え方や取組についての普及啓発を図ります。 ○地域包括支援センターの役割や配食・見守り等、生活支援、介護予防サービス等に関する情報提供を積極的に進めます。

２－３　介護予防・重度化防止の推進

高齢者が地域において自立した日常生活を続けられるよう、介護予防と要介護状態の維持・改善をめざして「介護予防・日常生活支援総合事業」を推進します。また、住民主体の継続的な介護予防の取組を推進し、高齢者が支えられる側だけでなく、支える側として社会参加することを促進します。

また、保健師やリハビリテーション専門職等、介護予防の場に専門職を派遣することで、より効果的に介護予防を推進できる体制の構築をめざします。

①介護予防・日常生活支援総合事業の推進

施策・事業
（１）介護予防・日常生活支援総合事業についての啓発（高齢介護課／地域福祉課） ○介護予防・日常生活支援総合事業に関する内容について、広報やパンフレットを活用して情報提供を行い、周知します。
（２）介護予防対象者の把握とサービスの提供（高齢介護課／地域福祉課） ○基本チェックリストを３年に１度送付・実施するとともに、民生委員・児童委員等地域団体等との連携により、支援を必要とする住民の把握に努めます。 ○専門職や対応職員のスキルアップを図り、チェックリストの結果に基づいて介護予防教室の参加につなげる等、介護予防サービスの提供を図ります。

施策・事業
（３）介護予防教室の開催（地域福祉課） ○関係団体や教育機関等と連携・協力し、効果的で楽しみながら行える運動プログラム（お元気いきいき教室・インターバル速歩等）の開催や、介護予防等に関する普及・啓発を、総合福祉センターや地域の集会所等、高齢者にとって身近な地域で行います。 ○高齢者の方が自宅でも取り組める介護予防プログラムについて検討を進めます。
（４）介護予防マネジメントの実施（地域福祉課） ○高齢者の身体機能を考慮し、自立支援に向けたサービス提供を適切に実施するため、介護予防マネジメントを実施して評価を行うとともに、サービスの適正化を図るための点検に取り組みます。
（５）訪問による指導・助言（地域福祉課） ○うつや閉じこもり、認知症のおそれがある等、支援を要する高齢者やその家族等からの相談に対して訪問による状況把握を行い、必要な指導・助言を行うよう努めます。
（６）介護予防と保健事業の一体的な取組（高齢介護課／地域福祉課／保険課／保健センター） ○医療・健診・介護データを活用し、地域の健康課題を整理するとともに、健診結果から生活習慣病等の健康課題がある人には、保健師や管理栄養士による個別・集団保健指導等を実施し、フレイルや疾病予防、重症化防止に取り組みます。 ○通いの場等に保健師等を派遣し、健康相談等を開催します。
（７）介護予防のための自主グループの育成・支援（高齢介護課／地域福祉課） ○介護予防教室の利用者や特定保健指導の受講者等を中心に、地域で健康づくりや介護予防のための活動を行う自主グループを育成するとともに、健康体操ＤＶＤ等の活用による活動の支援を行います。 ○既存の地域活動団体を対象として、介護予防に関する活動の実施を促進します。
（８）介護予防・生活支援サービス事業（高齢介護課／地域福祉課） ○訪問型と通所型のサービスはＡ型（緩和した基準によるサービス）を従前から実施しています。また、短期集中予防サービスであるサービスＣ型、住民主体のサービスであるＢ・Ｄ型の実施については、実施に向けた検討を行います。

２－４　生活支援の充実

高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、生活に関する支援や住まいの確保に取り組むとともに、家族介護者への支援も行います。

①生活支援の充実

施策・事業
（１）緊急通報体制等整備事業（高齢介護課） ○ひとり暮らし高齢者等が、住み慣れた地域社会で安心して生活が送れるよう、看護師等が 24 時間体制で応答可能な緊急通報装置を設置し、急病や災害等の緊急事態発生時には協力員や消防本部への通報等による速やかな援助を行うとともに、設置にあたっての協力員の確保にも努めます。
（２）在日外国人高齢者福祉金（高齢介護課） ○老齢年金等の支給が受けられなかった在日外国人に対し、在日外国人高齢者福祉金を支給します。
（３）生活管理指導短期宿泊事業（高齢介護課） ○要介護認定の結果「非該当」と判定されたひとり暮らし高齢者が、基本的な生活習慣の欠如により体調不良に陥った場合等に、指定介護老人福祉施設等の空きベッドを利用し、一時的に受け入れを行い生活習慣等の指導と体調調整を図ります。
（４）街かどデイハウス事業の推進（高齢介護課） ○地域の中で高齢者同士の交流と介護予防活動が展開できるよう、街かどデイハウス事業を実施するため、事業について周知を行い、事業者等に実施を働きかけます。
（５）食の自立支援事業（配食サービス）（高齢介護課） ○調理が困難な高齢者等に定期的に栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行い、高齢者の健康増進を図り、自立した生活を維持できるよう支援します。
（６）水道料金等補助事業（高齢介護課） ○ひとり暮らし高齢者（単身高齢者世帯）等に対し、水道料金の基本料金について補助を行います。

②高齢者の住まいづくり

施策・事業
（１）高齢者の住まいの安定確保（高齢介護課／建設課／広域事業者指導課） ○高齢者の多様な住まいへのニーズに対応するため、高齢者の入居を受け入れる大阪府の登録制度（大阪あんしん賃貸支援事業）や有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の情報提供を行います。 ○有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅については、入居者の要介護状態等の把握とともに、特定施設入居者生活介護の指定等も含め、需要と供給のニーズを的確に把握しながら、高齢者の住まいの安定確保について検討します。
（２）養護老人ホームの措置（高齢介護課） ○居宅での生活が困難な要援護高齢者に対するサービス提供施設として、必要に応じて養護老人ホームに対する措置を行います。
（３）軽費老人ホーム（ケアハウス）の利用促進（高齢介護課） ○本町には軽費老人ホーム（ケアハウス）が 1 箇所（50 床）あります。高齢者が支援や介護を必要とする場合、住まいの選択の一つとしての利用を行います。
（４）住宅改修の促進（高齢介護課） ○支援や介護を要する状態になっても、住み慣れた自宅で生活を送ることができるよう、介護保険制度における住宅改修について周知するとともに、利用促進を図ります。

③家族介護者への支援

施策・事業
（１）介護知識についての情報提供（高齢介護課／地域福祉課） ○介護者が介護に関する正しい知識や技術等を習得できるよう、広報やパンフレット等による情報提供や地域における出前講座等での普及啓発を進めます。
（２）介護用品支給事業の推進（高齢介護課） ○在宅の要介護者を介護している家族の経済的負担の軽減及び生活環境の改善を含めた在宅介護の維持を図るため、事業を実施します。

施策・事業
（３）家族介護慰労事業の推進（高齢介護課） ○町内に居住する要介護２（認知症高齢者自立度Ⅱ以上）又は要介護３以上と判定された町民税非課税世帯の在宅高齢者のうち、過去１年間介護保険によるサービスを受けずに家族の介護により在宅生活を維持している家族（住民税非課税世帯）に対して、その家族の慰労に寄与するとともに、要介護者の在宅生活の継続、向上を図ることを目的に、家族介護慰労金の支給を実施します。

２－５　医療と介護の連携の推進

在宅介護の必要性が年々高まっている中、今後は医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ多様な状態の人が増加するため、行政や地域の医療機関、介護従事者等との連携が一層必要となります。

高齢者が安心して在宅生活を過ごすために適切な介護･医療のサービスを受けられるよう、在宅医療・介護連携の強化やかかりつけ医の普及に努めます。

①医療と介護の連携強化

施策・事業
（１）かかりつけ医等の普及（保健センター） ○在宅生活の継続に向けて、かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局等を持つことの必要性についての啓発を図ります。
（２）介護支援専門員と医療機関との連携（地域福祉課） ○在宅療養の必要な慢性疾患患者等が、退院後に適切な医療と介護を受けられるよう、介護支援専門員と医療機関、その他各種サービス提供機関相互の連携強化を進め、事例検討会や研修会も開催します。
（３）在宅医療ネットワークの構築（高齢介護課／地域福祉課） ○介護や医療を必要とする高齢者等が、よりよいサービスを選択できるよう、介護支援専門員をはじめ介護サービス事業者、医師、歯科医師、薬剤師などが連携・協力できる体制を整備します。 ○かかりつけ医と専門医との連携や、ターミナルケアに必要な施設間の連携を推進します。

施策・事業
（４）在宅医療についての相談や情報提供体制の確立（高齢介護課／地域福祉課） ○高齢者の在宅医療と介護に関する情報の収集や提供・相談体制の確立を図るため、高齢者やその家族、また医療・介護従事者が必要時に情報収集することができるポータルサイトに関する周知や、泉大津市医師会等との連携により、情報提供の充実に努めます。

２－６　認知症対策の推進

認知症の推計からも伺えるように、今後、認知症高齢者の増加が見込まれています。認知症は誰もがなりうることから、認知症に対する正しい理解が町全体に広がるよう、認知症施策推進大綱及び「地域共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下「認知症基本法」という。）を踏まえ、認知症の日（９月 21 日）及び認知症月間（９月）や様々な機会により啓発を実施するとともに、認知症本人や家族の視点を重視し、認知症の人の権利や意思が尊重される環境づくりに努めます。

①認知症に関する理解啓発や相談の充実

施策・事業
（１）認知症に関する正しい知識の普及啓発（高齢介護課／地域福祉課） ○認知症に対する誤解や偏見をなくし、認知症予防の生活習慣が身につくよう、また、早期発見による治療を促進できるよう、広報や講習会、健康教育等の機会を活用し、正しい知識の普及啓発を図ります。 ○住民や介護事業所に対する若年性認知症についての啓発や研修会を行います。
（２）認知症サポーターの養成（高齢介護課／地域福祉課） ○認知症の人が地域で安心して生活することができるよう、学校や事業所等と連携しながら、様々な人を対象として認知症サポーターを養成します。
（３）認知症相談と初期対応の充実（高齢介護課／地域福祉課） ○認知症初期集中支援チームを配置し、町内医療機関の認知症サポート医と連携し、認知症発症初期から適切な支援が行えるよう体制整備を行っており、認知症に関する多様な相談に対応できるよう体制の充実を図ります。

施策・事業
（４）認知症ケアパスの作成・周知（高齢介護課／地域福祉課） ○認知症が疑われる症状が発症した場合に、いつ・どこで・どのような医療や介護サービスを受ければよいのかを示している「認知症ケアパス」を作成し、周知します。
（５）地域密着型サービス事業所との連携（高齢介護課／地域福祉課） ○日頃の地域交流の中で、地域に顕在化する課題やニーズに気づき、早期に対応できるよう、地域密着型サービス事業所との一層の連携強化を図ります。

②認知症の本人や家族に対する支援

施策・事業
（１）認知症地域支援推進員の配置（高齢介護課／地域福祉課） ○若年性認知症を含めた認知症の人への効果的な支援を行い、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーター（認知症地域支援推進員）について、地域包括支援センター職員が担い、医療機関等との連携や、認知症の人の社会参加活動の体制整備を行います。
（２）地域密着型サービスの提供（高齢介護課／地域福祉課） ○認知症高齢者が身近な地域でサービスの提供を受け、精神的に安定した生活が送れるよう、認知症対応型通所介護や認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの提供を進めるとともに、サービスの質の向上に向けて、職員に対し認知症高齢者の介護に関する研修の受講促進を図ります。
（３）徘徊高齢者等見守りネットワーク事業の推進（高齢介護課／地域福祉課） ○認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、徘徊のおそれのある方の情報を事前に登録し、地域の協力のもと、行方不明時の早期発見につなげる徘徊高齢者等見守りネットワーク事業について、事業の周知を図るとともに、認知症の理解促進を図ります。
（４）家族に対する支援（高齢介護課／地域福祉課） ○地域包括支援センターを中心に認知症に関する相談体制の充実を図るとともに、介護者自身が心身の健康を保持することができるよう、家族介護者交流事業を実施する等、介護者の負担軽減に努めます。

施策・事業
（５）認知症カフェの設置（高齢介護課／地域福祉課） ○認知症高齢者等をはじめ、介護家族、地域住民、介護や福祉等の専門家などが気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善をめざした活動等のできる認知症カフェについて、継続して設置するとともに、利用促進のため一層の周知を図ります。

２－７　防災・防犯・防疫対策の推進

いつ起こるとも知れない災害に対して「忠岡町地域防災計画」に沿った体制づくりや、あらゆる感染症対策に資する取組を推進し、高齢者の非常時・緊急時の安全を確保するとともに、振り込め詐欺や押し売り等の犯罪被害防止に努めます。

①防災対策の推進

施策・事業
（１）防災意識の啓発（危機管理課） ○防災訓練や防災講演会を開催するとともに、各自主防災組織における避難訓練や机上訓練等を支援します。 ○幅広い方に参加していただけるよう、防災訓練等の各種取組に関する案内方法や取組内容の見直しを検討します。
（２）シルバーライフラインの充実（高齢介護課／地域福祉課／危機管理課） ○地域ケア体制整備を進めるため、民生委員・児童委員、自主防災組織、各自治振興協議会、社会福祉協議会等と協力し、災害時に自力での避難が困難な障がい者や、高齢者一人ひとりに対する地域での支援体制（災害時避難行動要支援者支援プラン）を推進します。 ○高齢者が安心して生活できるよう、災害時避難行動要支援者の支援者となる住民の増加に向けた周知や福祉避難所の増加に向けた取組を進めるとともに、介護サービス事業者への災害時対応マニュアルの整備を促進します。
（３）家具等転倒防止器具取付事業（高齢介護課） ○要援護高齢者を含む世帯等に対し、地震発生時における家具等の転倒又は移動による人的被害の軽減を図るため、家具等転倒防止器具を支給し、取付費用を助成します。

施策・事業
（４）老人日常生活用具給付（高齢介護課） ○ひとり暮らしの要援護高齢者等が安全・安心な生活を送れるよう、電磁調理器、火災警報器、自動消火器等の給付を実施します。

②防犯対策の推進

施策・事業
（１）住民の支え合いによる防犯対策の推進（高齢介護課／地域福祉課／危機管理課） ○防犯委員会において、まちを明るくすることにより犯罪の減少をめざす一戸一灯運動や季節ごとの地域安全運動、年末には夜警運動を実施します。
（２）消費者被害の防止と対応の充実（高齢介護課／産業建築課） ○高齢者が消費者被害に遭わないよう、町社会福祉協議会（小地域ネットワーク事業）や地域の企業等からの要望により、消費生活専門相談員による出前講座を実施し、各種悪徳詐欺やクーリングオフの手法等をわかりやすく解説するとともに、悪質な訪問勧誘お断りシール等の啓発グッズを配布します。

③防疫対策の推進

施策・事業
（１）介護事業所等における防疫対策の推進（高齢介護課／地域福祉課） ○感染症発症時に備え、府や事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発を行います。 ○福祉施設、事業所等での感染拡大防止策を図るため、感染症に対する理解を深めるための適切な情報提供に努めます。
（２）感染症発生時の支援体制整備（高齢介護課／健康こども課／危機管理課） ○感染症発症時においても継続的サービス提供が維持できるよう関係者の連携体制を構築するとともに、事業所等の適切な感染防護具、消毒液、感染症対策に必要な物資の備蓄・調達体制の整備等に努めます。

基本目標３　尊厳と権利が守られた暮らしのための支援

３－１　高齢者の人権尊重と虐待防止

高齢者や認知症の方等の人権尊重と虐待防止を推進するため、福祉意識の醸成や人権に関する理解の促進、関係機関と連携した虐待防止の体制整備を進めます。

①人権意識の啓発

施策・事業
（１）学校における福祉教育の推進（学校教育課） ○町内の小学生が、高齢者福祉や障がい者福祉、社会福祉に対する理解や関心を深められるよう、町社会福祉協議会や地域団体等との連携を図り、地域の高齢者等との交流やボランティア体験、福祉体験等の機会の充実を図ります。
（２）人権啓発の推進（高齢介護課／地域福祉課／人権広報課） ○高齢者や認知症の方、障がいのある人、ハンセン病回復者等、あらゆる人に対する理解と人権意識を深められるよう、広報等を活用して人権啓発を推進します。

②高齢者の虐待防止

施策・事業
（１）高齢者虐待防止に関する意識啓発（高齢介護課／地域福祉課） ○高齢者虐待を防止するため、高齢者虐待を発見したときは、身近な民生委員・児童委員や警察、高齢介護課、地域包括支援センター、町社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーに通報することを周知し、町をあげて虐待防止や早期発見・早期対応に取り組みます。
（２）早期発見・早期対応の体制の構築（高齢介護課／地域福祉課） ○高齢者の虐待防止に取り組むため、警察、医療機関、介護サービス事業者、民生委員・児童委員等の関係機関と連携を図り、虐待予防をはじめ早期対応、支援に取り組みます。

施策・事業
（３）措置制度の活用（高齢介護課） ○高齢者虐待の緊急性や状況に応じて、老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置制度の活用を図ります。

３－２　高齢者の権利擁護

高齢者の人権と意思を尊重するために、認知症、障がい等により判断能力が低下することに伴う権利侵害を未然に防ぎ、財産管理等の生活支援を行うため、関係機関との連携と事業・制度の周知を図ります。

①権利擁護の推進

施策・事業
（１）日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知（高齢介護課／地域福祉課） ○日常生活自立支援事業や成年後見制度について、福祉関係者をはじめ町民等にも広く周知します。 ○将来、認知症になる不安の解消として、事前に申立てを行う任意後見制度についても周知を図ります。
（３）高齢者の権利擁護に関する相談の充実（高齢介護課／地域福祉課） ○地域包括支援センターにおいて、認知症高齢者をはじめとする高齢者の権利擁護に関する相談に応じ、適切な支援につなげます。
（４）成年後見制度の利用支援（高齢介護課） ○地域包括支援センター等の相談を通じ、制度の利用が必要であるが申立ての困難な人、低所得者に対して、申立てに係る費用や成年後見人等の費用を助成します。 ○身寄りのない認知症高齢者等が成年後見制度に基づく後見人等の申立てが必要な場合は、町長申立ての活用を図ります。
（５）市民後見人の養成（地域福祉課） ○認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴う成年後見制度の需要の増大に対応するため、市民後見人の育成に向けた制度周知や講座等を実施する等、住民が後見人になれるよう体制整備を行います。

基本目標４　介護サービスの充実と適正な運営

４－１　介護サービス提供体制の充実

介護を必要とする人が適切な介護サービスを受けられるよう、介護サービスの充実や情報提供を行います。

また、介護サービス提供事業者に対する指導・助言を行うとともに、利用者と事業者の橋渡しを行う介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援・フォローにより、全ての利用者に良質なサービスが公平に提供されるよう取り組みます。

さらに、全国的な課題である介護人材の確保・定着に向けた取組への支援により、介護サービスの量と質の確保に努めます。

施策・事業
（１）介護サービスの基盤整備（高齢介護課） ○居宅サービスについては、要支援・要介護認定者が、一人ひとりの心身の状況や生活環境等に応じて、可能な限り住み慣れた地域において在宅生活を継続していけるよう、サービスの提供状況を踏まえつつ、需要に見合うサービス供給量の確保に努めます。 ○地域密着型サービスについては、施設整備に伴う介護サービスの需要と供給及び保険料増とのバランスを見極めながら実施します。 ○施設サービスについては、施設等への入所を望む高齢者がそれぞれの心身の状態に応じた適切なサービスを受けることができるよう、施設サービス供給量と質の確保に努めます。
（２）介護保険制度や各種サービスの周知（高齢介護課） ○介護保険をはじめとする各種制度やサービス、介護予防教室やサロン等が適切に利用されるよう、地域包括支援センターにおける相談支援や関係窓口等での情報提供、ホームページやパンフレット等による広報、各種講座、イベント等での啓発により、制度やサービスの周知に努めます。
（３）介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援（地域福祉課） ○地域包括支援センターにおいて、ケアマネジャーへの個別相談や事例検討会の実施、情報提供等の支援を行うとともに、地域ケア会議等の会議を開催して関係者間での情報共有を図ります。

○制度改正・支援困難事例等への対応力とケアマネジメント能力向上のための研修会等を実施します。

（４）介護人材の確保・定着に向けた取組の推進（高齢介護課）

○介護人材の確保・定着化を図るため、各種研修等により介護保険サービス従事者のキャリアアップを支援するとともに、介護職への就業等に関する情報提供等に取り組みます。

（５）介護保険サービス事業者への指導・助言（高齢介護課／広域事業者指導課）

○利用者から寄せられる相談や苦情は迅速に事業者に連絡するとともに、常に利用者の立場に立った適切なサービスが提供できるよう、改善に向けた指導・助言に努めます。

○介護保険サービス事業者に対して実地指導や集団指導を行うとともに、指導状況の公表や介護給付費通知の実施等、給付費の適正化も併せて行う等、事業者指導の強化を図ります。

（６）共生型サービスへの取組

○本町では、平成 30 年度の介護・障害報酬改定において、「共生型サービス」の創設に伴う基準について、介護保険サービス又は障害福祉サービスの指定を受けた事業所がもう一方の制度における指定を受けやすくするため、条例改正等の必要な対応を行いました。これらにより、「共生型サービス」の整備要望があった場合に、事業者の負担軽減を図るとともに、サービスの創設に向けた支援を行います。

４－２　介護保険事業の適正な運営

今後、持続可能な介護保険事業を運営していくため、介護給付を必要とする受給者を適正に認定し、介護保険サービスの利用者が必要とする過不足のないサービスを介護保険サービス事業者が適切に提供できるよう、介護給付の適正化に取り組みます。

施策・事業
（１）介護給付適正化の推進 ＜要介護認定の適正化＞ ○認定調査に従事する調査員一人一人が同じ視点に立ち同様の判断基準で調査が行えるよう、研修や指導の充実を図り、要介護認定の平準化に努めます。 ○公正かつ的確な認定に向けて、主治医意見書や特記事項の内容等が審査や判定に正しく反映されるように努めます。 ＜ケアプランの点検、住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査＞ ○介護支援専門員が作成したケアプランが利用者の自立支援に向けた適正な計画となっているか点検するとともに、介護支援専門員への助言・指導等を行います。 ○事前申請時に提出された住宅改修の内容が、写真等で確認できない等疑義のある場合に、利用者宅への訪問調査を実施し、施工計画が適正か、またその効果等を確認します。 ○福祉用具の利用者等について、福祉用具の必要性や利用状況、費用額等を確認し、必要な場合は、利用者宅への訪問調査等により適切な福祉用具の利用を促します。 ＜縦覧点検・医療情報との突合＞ ○国民健康保険団体連合会から提供される給付に関する情報を活用し、請求内容の点検・医療情報との突合を行い、必要に応じて事業者に過誤申立等の指導を行います。 ＜介護給付費通知＞ ○利用者に自己のサービス利用状況を確認していただくことにより、事業者からの不適切・不正な給付を抑制し、利用者や事業者に対して適切なサービス利用を啓発します。
（２）業務効率化の推進 ○指定申請の提出項目の削減と様式の統一や実地指導の標準化・効率化、ウェブ入力・電子申請等のＩＣＴ等の活用に向けた取組をさらに推進し、文書負担を軽減します。